

Legal professional corporation 2015.08 vol. 20

# GRACE News Letter

## CONTENTS

● 法改正コラム	民法改正 一保証《第2弾》—	弁護士 森田 博 貴
● 下請法コラム	買ったたきの禁止	弁護士 大 武 英 司
● 家事コラム	離婚にまつわる「お金」の話	弁護士 茂 木 佑 介
● グレイス・ニュース	シルバーウィーク期間中営業日のご案内/事故専門部からのお知らせ	

## TOPICS ☆ 法改正コラム

### 第8回 民法改正 一保証《第2弾》—

弁護士  
森田 博貴



今月は、前回に引き続き民法改正のうち『保証』に関する第2段です。

#### 1. 個人保証の制限

現行民法は保証契約の対象を制限しておりませんが、改正民法は一定の保証契約につきその効力を否定しております。

その一定の保証契約とは、事業資金の借入れ等（正確には、後述する「貸金等債務」を主債務とする場合）の個人保証です。たとえば、Aがある事業を始めるために他者からお金を借り、Bがその貸金債務を保証する場合、これは、Aの事業資金の借入れを個人である（つまり、法人でない）Bが保証するものですから、その保証契約は無効となります。

#### 2. 制限の趣旨

改正民法が、こうした制限を設けるのは、一般に保証契約が個人の情義に基づいて行われ、また、保証対象である主債務が事業資金の場合、その金額も高額に上り、保証人が多額の保証債務の履行を求められ生活の破たんに追い込まれる事例が後を絶たないという現実によります。法は、このような現状を重視し、上記類型による保証契約を原則無効とすることで、融資の流動性を犠牲にしてでも弱者保護を図る方向で規制強化に踏み切ったのです。

#### 3. 個人保証の制限対象

上記保証制限の対象となる主債務（上のAとBの例では、Aの貸金返還債務を「主債務」、それを保証したBの債務を「保証債務」といいます）は、「貸金等債務」です。「貸金等債務」とは、法律上の定義が存在し、金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務のことをいいます。

このため、たとえば、建物等の賃料債務を主債務とする場合の保証は、上記制限を受けません。すなわち、Aが事業目的である建物を借りて、個人であるBがその賃料債務を保証したとしても、賃料債務は「貸金等債務」に含まれないため、上記制限を受けず、保証契約は有効に成立します。

#### 4. 例外

このように、主債務者が事業目的で負担する「貸金等債務」を主債務とする個人保証は原則無効ですが、①公正証書による保証、②経営者保証（取締役による会社の債務の保証、議決権株式の過半数を有する者の会社の債務の保証等）の場合、例外的に有効となります。

公正証書の厳格な手続をとれば情義に流されて安易に保証契約を結びリスクが低く、また、経営者や大株主は会社の経営に対する意識が一般人に比して高く、情義に流されることなく経済合理的な判断を下すことが期待されるからです。

## 第6回 買ったたきの禁止

弁護士  
大武 英司



今月は、下請法が禁止する「買ったたき」とは何かについて説明させていただきます。

下請法第4条1項5号では、親事業者の禁止行為の1つとして「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること」が挙げられています。

何やら分かりにくい規定ですね。より分かりやすく事例を挙げて説明致します。

「A社は現在、自動車部品を下請業者B社に発注しています。ところが、A社は最近の原油価格の高騰の影響によりB社から従来の発注単価の引き上げを求められています。これに対し、A社は従来の発注単価に据え置いたまま発注しています。」

いかがでしょうか？

この事例において、従来の発注単価のままでは、当該取引の通常の対価と比べて著しく低い下請代金額となる場合、B社と十分に協議することなく、一方的に従来の発注単価に据え置いた場合には、A社の行為は「買ったたき」行為に該当し、下請法に違反するおそれがあります。

以前の同コラムで、「下請代金の減額禁止」について触れましたが、「買ったたき」と非常に似ています。違う点は禁止される行為の対象です。

「減額禁止」は文字通り減額行為を規制しておりますが、上記事例ではA社は発注単価を据え置いたまま発注しているに過ぎず、減額を行っている訳ではありません。しかしながら、親事業者がその優越的地位を利用して下請事業者に対して不当に低い下請代金を押し付けることを野放しにしては「減額禁止」を規定した意味が失われてしまいます。そこで、下請法は、実質的に減額行為と変わらない「買ったたき」をも禁止することとしたのです。

上記の事例に戻りますと、A社としては、下請事業者であるB社と十分な協議を行い、再見積りを取るなど発注

単価を見直したうえで合意する必要があります。

万一、A社がこのような対応をとらない場合には、B社としては早目に当事務所や中小企業庁に相談されることをお勧めします。中小企業庁に通報することによって、公正取引委員会により、A社に対して原状回復措置その他必要な措置の勧告が行われる可能性があります。もともと、中小企業庁への通報を契機として取引関係の継続が困難になることを懸念して、黙認される方々が多いのも現状です。しかし、通報することにより万一親事業者から不当な報復を受けるようなことがあれば、そのような親事業者は下請法が別途禁止する「報復措置」としての規制を受けることとなります。また、下請事業者としては、公正取引委員会による勧告を求める方が、結局のところ適正な下請代金額による継続取引を確保する実効性が高いと考えられます。

以上が、下請法が禁止する「買ったたき」の内容となります。

ところで、前月号においても告知させていただきましたが、当事務所では11月26日に、建設業界における法律上の諸問題をテーマとするセミナーを開催する予定であります。建設業をされている法人様・事業主様のみならず、建設業を取引先とされている方々、建設業にご興味を持たれている方々等の積極的なご参加をお待ちしております！

### セミナー・講演実績

マイナンバー法対策セミナーでは、非常に多数のお客様のご出席を賜りありがとうございました。同セミナーでは、マイナンバーが特定個人情報としてどのように取り扱われるべきか、従業員に向けてどう周知徹底していくべきか、具体的に企業・事業主様がどのようにマイナンバーを収集・管理・保存・廃棄すべきかについてご説明させていただきました。マイナンバーの運用にあたっては、取扱担当者や従業員に対する教育が極めて重要です。当事務所では、各企業様に対する個別の出張による講演・セミナーも随時承っておりますので、是非お問合せください。



## 家事コラム

第1回  
離婚にまつわる「お金」の話弁護士  
茂木 佑介

家事チームのリーダーを担当している弁護士の茂木です。今回は私の担当案件の中でも最も件数が多く、最も私が得意とする「離婚」に関するお話です。離婚で争いになった場合、最終的に問題となるのはやはり「お金」に関する問題です。そこで、今回は、「養育費」と「財産分与」という離婚にまつわる「お金」の話をして頂きます。経営者・高所得者の皆様は特にご注目ください。

まず、「養育費」についてですが、某有名スポーツ選手が離婚する際、元奥さんから養育費として月額100万円以上、総額〇億円を支払ってもらったという記事を週刊誌やインターネットでご覧になられた方も多いでしょう。

経営者・高所得者の場合、相手方から多額の婚姻費用や養育費を請求されるケースが多々あります。果たして相手方の主張している金額は正当な金額なのでしょうか。一度立ち止まって考える必要があります。

婚姻費用や養育費は、義務者（婚姻費用・養育費を支払う者）と権利者（婚姻費用・養育費の支払いを受ける者）双方の総収入を基礎に「養育費等算定表」を目安にして大まかな金額が定まります。しかし、「養育費等算定表」は、義務者の総収入が2000万円以下の場合についてのみ、標準的な割合を算定して、算定表を作成します。その為、義務者の収入が2000万円を超える場合は、「養育費等算定表」をそのまま用いることはできません。

一般的に、年収が高額である場合、年収全額を生活費に充てることはあまりなく、一定割合については資産形成に充てられていることが多いと考えられます。そこで、個別的事案に応じて、収入のうち生活費に充てられる部分を割的に算出して、婚姻費用・養育費算定の基礎となる収入を導き出すことが考えられます。

相手方より高額な婚姻費用・養育費を請求されている

方がいらっしゃいましたら、まずは当事務所にお越し頂き、正当な金額を算出しましょう。

次に、「財産分与」についてですが、財産分与は、夫婦が婚姻中に協力して蓄財した財産の清算（清算的財産分与）という側面が大きく（その他、扶養的側面、慰謝料的側面があります）、夫婦の寄与度に応じて財産分与割合を決めることとなります。そして、現在では、妻が専業主婦であったか否かを問わず財産分与割合を原則として平等とする（妻に2分の1の寄与度を認める）のが一般的となっています。

しかし、あくまで妻の寄与度を原則2分の1と考えるだけであり、特段の事情がある場合にその割合を加減することは否定されていません。例えば、夫が経営者であり、その経営手腕によって莫大な財産を築いた場合や、夫が医者や弁護士等の専門資格を持って仕事をしている場合などは妻の寄与度が4割または3割と判断されるケースもあります。実際、夫が会社経営をしていたケースにおいて、妻の寄与度を3割と判断した裁判例があります（東京地裁平成15年2月25日）。

離婚に伴う「お金」の関係で何か分からないことがございましたら、いつでも当事務所までご相談ください。